

2025年2月28日 中小企業省力化投資補助金が変わります

カタログ注文型

ポイント
1

販売店の登録要件を 緩和しました

販売店は製造事業者からの招待不要で、
販売事業者登録ができるようになります。

1. 製造事業者からの招待を
招待が不要にする

1. 事務局HPから販売事業者登録申請を開始

2. 事務局にて審査

3. 登録完了 →カタログに掲載

ポイント
2

登録する販売価格（補助金額）は、
製造事業者の実績ベースから
販売事業者の実績ベースへ

販売・商流の実態に合わせて、販売事業者が登録する省力化製品の販売実績に基づき、補助上限額が登録されるようになります。

製造事業者

製品登録申請時に価格の申請がなくなります。
（納品実績については申請が必要です。）

販売事業者

登録する製品の販売実績に基づき補助上限額が登録されます。

※変更点の詳細や、手続きの方法については、今後公開される資料をご確認ください。